

みなみちた 議会だより

第143号

平成25年5月1日



三郷祭り（内海 入見神社）

◇ 3月定例議会

| | |
|-------------------|--------|
| 一般会計補正予算など26議案を可決 | 2～3ページ |
| 委員会スポット | 4 |
| 町の考えは・一般質問7氏 | 5～11 |
| 議会日誌・表紙のことば | 12 |

〒470-3495 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18
発行/南知多町議会 ☎65-0711
編集/議会広報特別委員会 FAX65-0694

3月定例会

平成25年度一般会計予算などを可決

 3月定例会は、3月5日に開会し、17日間の会期を経て、町長提案の二六
 議案を可決しました。また、請願一件を不採択、議員提案の意見書等二件を可決、
 二件を否決して3月21日に閉会しました。

議案の審議結果

○可決 ×否決

議長は賛否に含みません。

予算関係

- 平成25年度南知多町一般会計予算 (賛成10反対1)
- 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計予算 (賛成10反対1)
- 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算 (賛成10反対1)
- 平成25年度南知多町介護保険特別会計予算 (賛成10反対1)
- 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算 (全員賛成)
- 平成25年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算 (全員賛成)
- 平成25年度南知多町水道事業会計予算 (全員賛成)
- 平成24年度南知多町一般会計補正予算 (第8号) (全員賛成)
- 平成24年度南知多町一般会計補正予算 (第9号) (全員賛成)
- 平成24年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) (全員賛成)

条例関係

- 平成24年度南知多町介護保険特別会計補正予算 (第3号) (全員賛成)
- 平成24年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号) (全員賛成)
- 平成24年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算 (第1号) (全員賛成)
- 南知多町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定 (全員賛成)
- 南知多町道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定 (全員賛成)
- 南知多町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定 (全員賛成)
- 南知多町準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定 (全員賛成)
- 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定 (全員賛成)
- 南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定 (全員賛成)



- 南知多町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定（全員賛成）
- 南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定（全員賛成）

- 南知多町道路占用料条例の一部を改正する条例（全員賛成）

- 南知多町都市下水道条例の一部を改正する条例（全員賛成）

- 南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例（全員賛成）

その他の議案

- 町道路線の認定（全員賛成）
- 平成24年度南知多町水道事業会計資本剰余金の処分（全員賛成）

意見書等（議員提案）

- 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例（全員賛成）
- 南知多町議会の会議に関する規則の一部を改正する規則（全員賛成）
- ×生活保護基準引き下げの撤回を求める意見書（賛成1・反対10）
- ×愛知県の福祉医療制度の有料化・所得制限導入に反対する意見書（賛成1・反対10）

請願

- ×「年金2.5%削減中止を求める意見書」の採択を求める請願（賛成1・反対10）

一 般 質 問

- | | | |
|-----|--------|---|
| 1 番 | 沢田 清議員 | (1) 本庁舎の環境整備について (2) 豊浜漁港内にある造船所跡地について |
| 2 番 | 相川成三議員 | (1) 住みやすい町への条件 |
| 3 番 | 榎戸陵友議員 | (1) 通学路の安全対策について (2) 小中学校の体罰について考える |
| 4 番 | 榎本芳三議員 | (1) 町の防災・減災対策について (2) 空き家対策について |
| 5 番 | 吉原一治議員 | (1) 漁業・農業と観光の一体的振興について |
| 6 番 | 鳥居恵子議員 | (1) 命を守れる町になったか (2) 観光施設等の整備に係る地元負担金の見直しについて |
| 7 番 | 山下節子議員 | (1) 教育、福祉施策の維持・拡充を求めます (2) 火葬場の業務委託について |



委員会スポンソ

文教厚生委員会

3月12日

予算関係

○一般会計予算（社会教育課関係）

問 師崎公民館のトイレ洋式化工事が予算計上されているが、今後、計画的に社会教育施設のトイレ洋式化を進めていくのか。また、全部の便器を洋式化するのか。

答 住民の要望、施設の利用状況、施設形状などを考慮し、順次改修していきたいと考えている。また、便器の形状は利用者の好みがあるので、全ての便器を洋式化することは考えていない。

条例関係

○南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（保健介

護課関係

問 非常災害対策として、事業者に連携協力の体制を整備するよう規定されているが、平成25年4月1日からの施行で、準備できるか。

答 条文の最後に「努めなければならない」とあるように、努力目標である。今後、連携協力の体制を整備するよう関係施設に周知していく。

問 相当する施設はどこか。

答 グループホームなどの施設を想定している。

○南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（環境課関係）

問 土地所有者の責務等について、どのようにして条例の内容を周知するのか。

答 条例等の周知については、町広報紙及びホームページ等で周知を図る。

総務建設委員会

3月14日

予算関係

○一般会計補正予算（第八号）（防災安全課関係）

問 同報系デジタル防災行政無線整備事業とは、どのような事業なのか。

答 現時点での設計案となるが、事業概要としては、MCA無線にて、役場本庁舎が指令を出す親局となり、町内各所にサイレンや放送設備を備えた子局53局と電波を拾えない子局のための再送信局9局を設置し、住民の皆さんへ無線を通じて情報の伝達を行うものである。

条例関係

○南知多町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（建設課関係）

問 この条例により何ができるのか。

答 今回の条例の対象となる道路は、多くの高齢者、障害者等が徒歩で利用する生活のための「特定道路」で、国土交通大臣が指定するものである。

現在、町道は、指定されていないが今後、このような道路の整備をする場合は、制定される条例の道路構造の規定により行うものである。

○南知多町都市下水路条例の一部を改正する条例（水道課関係）

問 維持管理の技術上の基準で、浚せつは、どこがやるのか。

答 町が実施する。

問 この基準は、日間賀島の漁業集落排水事業にも適用するのか。

答 集落排水事業には、適用されない。

本庁舎の環境整備について



沢田 清議員

問

本庁舎は四〇年以上が過ぎ、耐震補強や玄関のバリアフリー化が行われてきたが、トイレや受付カウンターについて町民から要望を受けている。

車いすでトイレに入れない。洋式トイレも少なく、北側で暗い。

洋式トイレの設置及び明るいトイレ環境に努めてほしい。

答

渡辺総務部長

本庁舎のトイレ入り口の構造や既存のスペースでは、車いすが利用できるトイレへの改修は出来ないと考えている。

保健センターの一階には車いすで利用できるトイレが設置されているので、場所を知らせる案内板で周知を図っている。

本庁舎の洋式トイレが少ない状況となっているので、明るいトイレ環境と合わせて検討していきたい。

問

高齢者が多くなり、椅子で会話・相談できるよう、カウンターの高さを一部改善してほしい。

答

住民からの相談を受けやすくなるため、平成25年度予算にカウンター改修費を計上し、座ったまま車いすでも対応できるカウンターを設置する。住民課から税務課までのカウンターを全て撤去し、新たに既設カウンターと同じく高い高さのものと同じく低いカウンターを組み合わせで設置したいと考えている。

また、福祉課の向かいにある相談コーナーを、スライドカーテンからパーテーションに仕切りを変え、相談しやすい環境に改修することも進めていく。

カウンター改修では、工事期間も長くなり迷惑をかけることになるが、住民サービスの一環として取り組む計画を進めているのでお願いしたい。

豊浜漁港内にある
造船所跡地について

問

造船所跡地には、ゴミなど色々なものが置かれ、鋼材やスレートも落下し非常に危険な状態にある。また、観光地として大変見苦しい状況に感じる。

町として対応及び処理をどのように考えているか。

答

平山建設経済部長

ご指摘の建物は、現在、豊浜漁業協同組合が愛知県より許可を受けた漁港占有物件となっており、構造物については第三者の所有となっている。

関係者が過去にも調査をしたが、所有者不在など権利関係が複雑なことから、解決に至っていない。

また、ゴミや鋼材・スレートの落下の危険性については、豊浜漁協が立入制限などの措置を講じるなどして対応している。

今後も漁港の適正な維持管理について、愛知県及び豊浜漁協と検討していきたい。



住みやすい町への条件



相川成三議員

問 住みやすい町への条件として、地域公共交通の役割は重要である。町は海つ子バスの実証運行の終了を控えて本格運行案を策定中であるが、将来に向けて更なる改善を今から考えていく必要がある。

答 町内8の字エンドレス運行について、現在、両島及び師崎方面から河和方面へ行く住民の利便は大変良くなったが、これに比べ、豊浜以西、山海・内海方面から来る住民は役場にも南知多病院にも魚太郎や浜田整形にも乗り換えなければならぬ。この不平等を解消するため、町は努力すべきである。

問 齋藤企画部長

8の字エンドレス運行については、知多バス線と重複し、民間バス会社の経営を圧迫することから、海つ子バスの8の字エンドレス運行はできない。

問 知多バスの被るマイナス面を町が何か埋め合わせるものがないか。セントレア路線を町が新設した場合、この路線を知多バスに持つてもらうとか、または重複する区間を別ルートで運行するとか、交渉は相手方の身になって知多バスとよく話し合っている。

答 海つ子バスの契約は、知多バス一社との入札ではなく、プロポーザル方式で実施している。現在、現在の地方自治法上は知多バスが自主的に現行路線バスを撤退しない以上不可能だと考える。

問 離島船便の早朝便と夜間便の増便を望む。

答 平成23年度国の財政支援を受け、最終便を一時間延長する実験をして大変好評であったが、一千七百万円の赤字で継続的な国の財政支援がなく、単年度で実験運行は終了した。

問 早朝便の追加となると更なる負担が予想され、今後の国等の財政支援が一つの課題と考える。

答 内陸路線、内海駅―内福寺―岩屋―役場―あい寿の丘―豊丘―大井―師崎に至るバス路線の新設について

問 内陸路線の新設には運行ルートの設定、経費の増大等諸課題があり、現時点では検討していない。

答 内陸路線の通過地域は、地形的に自然災害に最も強い安全・安心な地域である。

問 すでに介護福祉施設、総合体育館があり、将来は中学校の移設も考えられ、本町で夢と希望が持てる地域である。

答 石黒町長
安全・安心な町づくりにしても東日本大震災以来いろいろな示唆を得ている。

問 内陸部の地域には夢と希望が詰まっていることをしっかりと心に留めて参りたい。

答 セントレア線の新設。師崎から豊浜―内海―美浜西海岸―常滑市西海岸―セントレア空港へ。その課題は。

問 齋藤企画部長

セントレア線の新設については、観光業者などと協議して検討すべきものと考えている。

問 内海高校が移転したことから、内海から西方面へのバス路線が廃止となり、常滑方面は本町の生活圏ではなくなった。

答 セントレア空港の建設について、本町の漁業者が一番大きい代償を払っているのに、本町からセントレアの交通の便が悪いにその恩恵は少ない。

問 石川県や富山県などは昇竜路線というセントレアから外国人観光客を招致する事業を展開している。

答 本町は知多半島の他の市町に先駆けてこの路線を開設すべきである。

問 海つ子バスが10月に本格運行する。セントレア線はその後の課題と考えている。

答 内海駅のエレベーターの設置について、名鉄から三億円から五億円の見込みが提出された。

問 町はこの内容についてどのように理解しているか。

答 平成21年9月、名鉄から提出されたもので、エレベーター二基と多目的トイレ、業務用通信工事等の概算費用で三億円と五億円の違いは、仮設駅を設置するかしないかでないと理解している。

問 駅のエレベーター設置義務基準については、バリアフリー法で二日の乗降客数が三千人とされている。内海駅は平成25年2月の時点で一日約千二百人であり、事業者としては、設置義務がない現状である。

問 内海駅は南知多町に唯一の鉄道駅であり、本町の花であり、ヘソでもある。

答 補助金をあてにすると法規制がある。町にやる気があれば出来ないことはない。全国に呼びかけて、日本に一つしかない珍しいエレベーター、ヨイトマケ（人力）エレベーターでも良い。観光名物にもなる。

問 町長の意見を伺いたい。

答 石黒町長
地元からも要望を受けている。補助金ありきではなく検討している。諦めることなく努力をしていきたい。

通学路の安全対策について



榎戸陵友議員

問

昨年4月、京都府亀岡市で小学生ら十人が死傷するなど、通学路での交通事故が相次いだ。子どもや保護者たちには通学路の危険性への不安が強く、安全対策実施の緊急性と必要性が叫ばれている。

答 通学路の安全確保に關しては、様々な課題があり、本町においても今後引き続き取り組んでいく必要性があると考えます。本町では通学路の安全点検を実施したか。

問

各小学校に対して通学路の緊急点検を指示し、対策が必要な箇所を洗い出しを行ったか。

答 大森教育長
その後、町教育委員会、町防災安全課、町建設課、愛知県知多建設事務所、愛知県半田警察署と合同で点検を実施し、結果を町ホームページに掲載した。

問

通学路の危険箇所及び改善要望箇所は何件あったか。

答

小学校の通学路は二四件で、中学校の通学路は、小学校と重複する区間を除き、五件。合計で二九件。

問

今年度、通学路安全整備等を実施したか。実施したのであれば何件か。

答

横断歩道の塗り直しをした箇所が三件、ガードパイプ設置が一件。また、本年度中に路側帯カラー舗装を二件予定している。

問

来年度は何件予定しているか。

答

通学路標識を十基、側溝蓋の設置一件、ガードパイプ設置一件、道路改修一件、カラー舗装三件、速度抑制マーク七件の対策工事を予定している。

問

子どもたちが、安全に通学できるように、

学校で通学時安全教室の実施や安全マップの作成など様々な取り組みを実施してはどうか。

答

安全教室は六校が実施し、交通安全マップは七校が作成している。

小中学校の体罰について考える

問

今、学校での体罰が社会問題となつている。大阪市立桜宮高校や愛知県立豊川工業高校の体罰問題を受け、愛知県教育委員会は県内の県立高校一四八校のうち五分の一にあたる三十校の教員五二人が、昨年四月以降体罰をしたと公表した。生徒四人が鼓膜を破るなどのけがをしていたが、処分は一件もなかった。調査は、全教職員に聞き取りをした「自己申告」が中心で、実際の件数はさらに多い可能性がある。本町の小中学校では体罰はなかったか。

は発生していない。

問

体罰をどのように認識し、考えているか。

答

体罰は、学校教育法によって禁止されている。子どもの成長を思い、また子どものためには、時に厳しい指導も必要であると考えるが、懲戒としての体罰は許されない。

体罰は子どもの人権を軽んじ、人格の否定にもつながる。体罰は、指導者が大切にすべき「自己肯定感」を育む視点の対極にある行為と考えている。

問

体罰について各小中学校に指導したか。したのであればどのような内容か。

答

「学校への指導」については、不祥事防止の中で、町校長会議や町教頭会議の際に体罰禁止の徹底を図るよう指示してきた。

教育効果の向上を図るためには、児童、生徒、保護者と学校や教師との信頼関係が欠かせないと考えている。

「子どものことを思つてやった。」ということであっても、多くの子どもにとつては暴力でしかないということを教職員が十分認識することが必要である。そのような事案があれば、すぐに報告させるよう指示をしている。



町の防災・減災対策について



榎本芳三議員

問

南知多町では、近年大きな災害はないが、平成23年3月11日の東日本大震災の被害をこの地方に置き換えると、他人ごとではない。

実際に昨年9月30日の台風十七号がこの地方に上陸し、満潮時と重なったために各地区の海抜の低いところで、被害が多く発生した。内海地区では、サービスセンター付近、国道二四七号内海西信号より北側で、床上、床下浸水の被害があった。

内海川樋門の川西側に砂が堆積しており、川東側は、水が通り抜けて樋門の役目を果たしていないのが原因の一つだと考えられる。名古屋市天白川、庄内川、海部地区日光川、新川、五条川等は、排水ポンプを取り付けて対策をしている。また、津波からの避難を考えたとき、内海は東西北の高台に避難するのに十分かかる。

内海を中心にあるサービスセンターは、耐震工事が不可能であるため、津波の避難対策を考える必要がある。

宮城県巨理町、山元町は歩道橋や小高い山に避難して助かった例がある。

内海川の樋門の開閉に問題はないか。また樋門付近の土砂の浚せつの短縮はどうか。

答

平山建設経済部長

樋門の開閉については、砂の堆積によりゲートが全閉できない状態となるため、河川管理者である県知多建設事務所が過去にも状況を見て浚せつを実施している。今後も県に要望していきたいと考えている。また、町も海岸から河川に砂が落ちないように樋門付近の海岸に防砂柵の設置等を検討する。

問

排水ポンプを取り付ける考えはないか。

答

県が計画している内海川の河川改修計画を確実に実施して、河川の流下能力を高めたうえで排水ポンプの設置について

は、河川管理者である県と協議していきたいと考えている。

問

内海を中心に津波避難タワーを設置する考えはないか。

答

渡辺総務部長

津波については、高台の避難場所に移る事が最優先であるが、津波避難タワーも避難先の選択技の一つとして、設置場所も含め研究はしたいと考えている。

空き家対策について

問

近年の人口減少に伴い、空き家が多くなってきた。町の空き家バンク制度を活用したものが少々あるが、多くは老朽化し空き家バンク制度も活用できない。

土地、家屋の所有者が町外に住み、町内の住宅等の管理がおろそかになり、壊れかけた家屋も見受けられる。

答

渡辺総務部長

物納制度は、国税である相続税において金銭で納付することが困難である場合、申請により一定の相続財産による物納が認められているが、地方税である固定資産税については、物納は認められていない。

問

家屋の老朽化等により、倒壊等の危険な状態が見受けられるようになってきたが、対策はどうか。

答

本町において、管理の行き届かない老朽空き家は、増加しつつあるものと認識している。所有者や管理者が維持管理をしないままに放置すると老朽危険家屋になるため、検討を重ねながら、老朽化した空き家管理に関する条例制定を検討していきたい。



▲内海川の樋門

漁業・農業と観光の一体的振興について



吉原一治議員

問 南知多の魅力のひとつに、はつらつとした活気あふれる漁港の風景がある。そこに働く人々のいきいきとした姿がある。この町の良さもそこにある。

この町から多くの人が出て行く背景には、町の産業の停滞がある。

本町の産業は、観光とともに発展してきたが、その最大の資源といえる漁業と農業、農産物や水産物をなくしてしまつては、本町の際立った特色がなくなつてしまう。多くの観光客を呼ぶことのできる南知多らしい魅力を失つてしまう。漁業や農業の振興を抜きにして、南知多の観光振興も図れないし、人口減少のストッパーも、町の活性化もできない。農漁業を生かした観光を推進するため、観光客と農家や漁業者が交流できる直売施設などの拠点を整備することについての考えはどうか。

答 平山建設経済部長
町としても漁業や農業を抜きにして観光振興や地域の活性化は図れないと考えている。直売施設を整備することで農業、漁業、観光業を一体的に推進することによる相乗効果で、農水産物の消費拡大や交流人口の増加につながるものと考えている。

今後、地域の皆様の意見を聞きながら検討していきたい。

問 本町には、都市部から多くの観光客が訪れており、自然回帰や健康志向に高い関心が寄せられている。交流人口の増加を図るため、このような大都市住民や子どもたちを対象とした漁業や農業の体験型の観光・交流事業の推進について考えはどうか。

現在、町観光協会等を中心に地引き網、干物作り、漁師体験などその地域ならではのメニューを展開している。

町としても、交流人口の増加を図るうえで非常に有効な手段であると考え

ており、町観光協会と連携して受け入れ態勢の整備や体験メニューの研究などを行つていきたい。

問 豊浜の小佐にある県水産試験場漁業生産研究所を観光資源として活用してはどうかと考える。

現在この施設の果たしている役割と見学施設としての利用状況はどうか。

答 当該施設は、美しく豊かな漁場環境の確保と水産業の振興・漁業経営の安定を実現するため、藻場再生技術の開発や、イカナゴを始めとする資源管理技術やノリ養殖技術の開発などを行っている。

また、技術生産研究所ということから、漁業関係者による利用がほとんどで、平成23年度の学校の社会見学としての利用は二件、一五四名である。

本町は県下最大の漁業拠点である豊浜漁港をもち、離島や師崎など漁業を中心に栄えてきた漁村が多くある魚の町である。

南知多のこの特性を、広く町外の人にも知ってもらうには、とても有効な施設である。もっと多くの人々が幅広くここを見学したり体験することで、漁業や本町に対する理解を深めてもらいたいと思うがどうか。

答 この施設を観光スポットとしても整備、充実させていくことについては、県とも協議し、研究業務に支障のない範囲での活用を要望していきたいと考えている。

問 地元豊浜漁協には、昨年度四千九百人近い子どもたちが見学に来て、漁業のことを学んだ。

海や漁業に対して高い関心を持つてくれている。この水産試験場を始めとした漁業に関連する施設や港の風景もまた、この町らしい観光資源だと思ふ。

漁港全体を観光交流の場として活用・整備して港に活気と賑わいを取り戻してもらいたいと思うが、農漁業と観光の一体的な発展に向けた町長の考えはどうか。

答 石黒町長
一次産業が基本となり、観光がそれを引っ張つていくという考えに変わりはない。ご提案いただいたことを心に持つて、これからも頑張つていく。



▲愛知県水産試験場

命を守れる町になったか



鳥居恵子議員

無線設置事業や地震津波等災害危険度判定調査、防災備蓄倉庫設置事業などを予定している。

問

東日本大震災を教訓として、行政もまた地域も学ぶことが数多くある。震災から二年を経過し、この町の安全性はどれだけ高まったか検証したい。

町の防災機能を高める基盤の整備は、どれだけ進んだか。これまでに実施した事業と今後予定される事業は何か。

答

渡辺総務部長

平成23年度においては、津波一次避難場所を掲載した津波避難防災マップを作成し、町内全戸に配布したほか、各所に海拔表示板や避難誘導板を設置した。さらに昨年は津波被害想定の見直しに対応し、津波避難防災マップの見直しや津波防災避難指示案内板の付け替えを行った。

今後は、住民への情報伝達の迅速化を図るため同報系デジタル防災行政

問

震災の教訓として、住民自らが率先して避難することの重要性が指摘されている。海に近い集落が多い本町としては、住民の避難行動を助ける避難路の整備が必要不可欠である。整備はどこまで進み、新年度の予算案にどう反映されているか。

答

津波一次避難場所への避難路を中心に整備を進めており、平成24年度においては九カ所の整備・修繕を行った。また、県にも要請し治山工事の実施時に三カ所、高台へ通じる道の整備を行った。新年度には、避難路六カ所の整備・修繕のほか、自主防災組織等の行う避難路整備のための補助を予定している。

問

2月2日に開催された町の防災まちづくり講演会で、「釜石の奇跡」として知られる片田

敏孝群馬大学大学院教授の講演を聞き、小中学生への防災教育の重要性を身にしみて感じた。

本町の子供たちに対し、震災後、防災教育の充実は図られているか。

答

大森教育長

避難場所や避難体制を見直し、地域とともに高台へ逃げるなどのより実践的な避難訓練、地震体験車による揺れ体験や津波シミュレーターの搭乗体験などを実施するとともに、「学校防災マニユアル作成委員会」を立ち上

げ、指導計画づくりに取り組んでいる。

問

海に近い師崎保育所については、地域からも強い要望が寄せられている。町の考えはどうか。

答

早川厚生部長

立地条件としては厳しいものがあるが、移転は考えていない。安全確保のため、地域の皆様の協力を得ながら、高台への迅速な避難や園児の引渡しなどの避難訓練を重ねていく。

観光施設等の整備に係る地元負担金の見直しについて

問

本町の重要な産業である観光業の振興のためには、新たな地域資源を掘り起こし、観光スポットの整備が必要になる。

しかし、地域の提案する観光施設等の整備には地元負担が求められている。町の活性化に貢献する観光施設整備等への地元負担のあり方を見直していく考えはあるか。

答

平山建設経済部長

地元要望により整備する観光施設等の設置については、地元への利益を考慮して三割の負担をお願いしてきた。

しかし、地元地区の財政状況や観光振興が町の重要施策であることなどを踏まえ、今後、地元負担のあり方を検討していく。



▲ 避難訓練を行う園児と保育士

教育、福祉施策の維持・拡充を求めます



山下節子 議員

問 2012年8月に「社会保障と税一体改革法」が成立し、あわせて「社会保障制度改革推進法」が成立した。

その附則の中に「生活保護制度の見直し」が掲げられ、その内容として「生活扶助、医療費扶助等の給付水準の適正化」が明記されている。

生活保護基準をめぐる情勢は大変危機的といわれている。

生活保護基準は、最低賃金に影響するばかりでなく、最低保障年金をめぐる年金額にも影響すると思うが、住民税の非課税限度額への影響はどうか。

答 渡辺総務部長

住民税の非課税限度額は、生活保護基準の引き下げに伴い非課税の限度額が下がり、現在、住民税が免除されている低所得者の一部の方が課税される可能性がある。

影響額などの把握は、現時点ではできない。

問 生活保護受給者への具体的な影響はどうか。

答 早川厚生部長

現在、生活保護に認定されている世帯についても生活保護世帯から外れてしまう可能性があるが、現時点では国からの具体的な内容が示されていないため不明確である。

問 国民健康保険制度への影響はどうか。

答 生活保護基準を勘案して定められている個人住民税の非課税限度額は、平成26年度以降の税制改正で対応されることとなっているため、平成25年度の国民健康保険制度への影響はない。

問 介護保険制度への影響はどうか。

六五歳以上の第一号被保険者の生活保護受給者は、所得段階の第一段階に該当し、年額二万六千

四〇〇円の保険料を負担していただいている。

この保険料は生活保護費の扶助費で賄われるため、実質的には無料となるが、非該当となれば負担することとなる。

問 就学援助制度への影響はどうか。

答 大森教育長

就学援助制度の認定対象基準は、本町の場合生活保護基準の一・三倍未満である。

生活保護基準が見直されれば就学援助制度にも影響する。

ただし、現時点では、生活保護基準の引き下げがどのようになるか定かではないので試算はできない。

火葬場の業務委託について

問 知多南部衛生組合が管理している火葬場は本来、二名の火夫さんによって業務を進めなければならないところを、一名にすることが多いとの指摘がある。

業務委託についてどのような契約内容になっているか。予算案の積算根拠はなにか。

答 早川厚生部長
知多南部衛生組合によりますと、平成25年度火葬業務委託料は千七百三十八万八千円を予定している。

積算根拠は、火夫、霊柩車運転手の給与・諸手当及び法定福利費の人員費、作業服などの物件費、周辺緑地等管理及び直接経費と諸経費で積算されている。

問 火夫さんが社会保険未加入であるとのことだが、契約内容はどのようになっているか。

答 知多南部衛生組合によると、火葬業務と場内の施設や緑地の管理及び、霊柩車の運行業務である。

問 火葬場は公共施設であり、寸志、謝礼は禁止されているが、改善されていないとの訴えがある。このような行為についてどう考えているか。

答 火葬場での寸志、謝礼については、委託会社の従業員の遵守事項として、業務に関連し、使用者から金品の收受や強要をしないことを契約書に記載している。

また、施設内に謝礼のお断りの表示をしている。

問 現在、火葬場は随意契約にて行われているが、一般競争入札にするべきと考えるが、どのように考えているか。

答 現在の業者が適当であると思われるが、入札について内容等を検討したいと考えているとのことである。



表紙の写真

春爛漫

内海の三郷祭り

四月七日、三郷祭りが入見神社で開催されました。中之郷・北脇・馬場の三地区がそれぞれ五穀豊穡、村中安全を願い、出し物を奉納しました。

中之郷は奴さんと床机(しょうぎ)、馬柄杓(まめしゃく)の幼児、その後北脇の棒の手、しんがりの馬場は棒の手と山車の巡行。

馬場の山車は蛇のからくりがあり、蛇車といわれています。安珍清姫伝説の「鐘巻(道成寺)」が基になっていると思われま

す。当日、天気予報は雨でしたが、皆さんの願いが通じたのか、祭りの最中は雨が止み、例年どおり盛況のうちに開催されました。

議会日誌

《2月》

- 18日 議会全員協議会
- 19日 知多地区農業共済事務組合定例議会
- 21日 知多南部広域環境組合定例議会
- 22日 議会運営委員会
- 26日 議会全員協議会



《3月》

- 5日 3月定例議会(初日)
- 6日 3月定例議会(二日目)
- 11日 地域公共交通対策特別委員会
- 12日 文教厚生委員会
- 14日 総務建設委員会
- 21日 3月定例議会(最終日)

- 〃 議会運営委員会
- 〃 議会全員協議会
- 〃 議会広報特別委員会
- 22日 知多南部消防組合定例議会
- 〃 知多南部衛生組合定例議会
- 23日 議会広報特別委員会

《4月》

- 23日 議会広報特別委員会

<6月定例会>お気軽に傍聴に来てください。

傍聴の受付は、8時30分～ 役場2階総務課へ

5月31日(金) 9時30分 本会議初日 (開会・一般質問・議案上程)

6月11日(火) 9時30分 最終日 (委員長報告・採決・閉会)

(株)知多半島ケーブルネットワークによる録画放送は、

6月9日(日)午前10時 地上デジタル 12ch (121)
10日(月)午後10時 地上デジタル 12ch (122)

編集室より

とれとれ 新鮮

値うちで 旨い

売れきれ 御免

春です。やってきました。

とれとれ漁師市。

海の恵みがいっぱい

山の恵みがいっぱい

昨年のとれとれ市の賑

わいは久々に大井漁港に

活気をとりました。

今年度は、4月14日(日)

に初日が開催されました。

空に響き渡る太鼓の音

色は、漁師の心意気を感じ

させました。

地元のあさり汁もふる

まわれ、「美味しい」と大

好評でした。

5月は12日と26日、午

前10時から。

皆さんぜひお越しくだ

さ。

皆の声を

町民の皆さんの声をお待ちしています。読後のご意見・ご感想を議会事務局までお寄せ下さい。
TELの0-0111 (内線001) FAXの0-06094
E-mail gikai@town.minamichita.lg.jp

町のホームページ
<http://www.town.minamichita.lg.jp/>
ホーム>暮らしの情報>議会

再生紙使用